

鳥取県告示第37号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成24年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録 番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及 び住所	登録の有効期間
鳥取県 第538号	甲殻類質肥 料粉末	国産カニガ ラ肥料	窒素全量 5.0 りん酸全量 3.0	該当な し	有限会社錦海化成 境港市昭和町7- 3	平成24年1月26日 から平成30年1月 25日まで